

朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う殺処分を減らすとともに、猫の糞尿等による近隣被害を防止し、もって市民の動物に対する愛護意識の高揚と快適な生活環境の保持に資することを目的として、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内で交付する朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）に関し、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 飼い主がなく、市内に住みついている猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (4) 耳先V字カット 手術済みであることを識別できるように猫の耳の一部を切断する措置をいう。
- (5) 指定動物病院 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項の診療施設のうち、市長が指定したものをいう。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費は、おおむね生後4箇月以上の飼い主のいない猫に対する不妊手術又は去勢手術（以下これらを「手術」という。）及び耳先V字カットに要する費用（手術済みであると確認され耳先V字カットのみを行った場合に要する費用を含む。）とする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有する個人で、指定動物病院において飼い主のいない猫に手術又は耳先V字カットを受けさせたもの（当該手術について他の団体から補助金その他の補助措置を受ける者を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1件につき5,000円とする。

- 2 第3条に規定する補助対象経費が前項の補助金の額に満たない場合の補助金の額は、当該補助対象経費の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、手術を受けさせる猫1匹ごとに朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 手術を受けさせる猫の写真（猫の全身が写っているもの）
 - (2) 手術を受けさせる猫が生息する地域を示した地図
- 2 同一の申請者が複数の猫の手術に係る補助金の交付申請をする場合は、一の交付申請に係る手続きが全て完結した後でなければ、行うことができない。

(補助金交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定した場合は、朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者へ通知するものとする。

(手術の実施)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、決定通知書に記載された有効期限までに、指定動物病院において決定通知書を提示の上、当該交付の決定に係る猫（以下「対象猫」という。）に手術を受けさせなければならない。

- 2 指定動物病院の獣医師は、対象猫が手術済みであると認める場合又は対象猫に手術を行うことが適当でないと認める場合は、補助決定者に対してその理由を説明し、手術を行わないこととすることができる。
- 3 補助決定者は、対象猫に手術を受けさせた場合は、指定動物病院において対象猫に耳先V字カットを行わなければならない。対象猫が手術済みであることが確認された場合も同様とする。

4 補助決定者は、第1項の規定により手術を受けさせた場合、第2項の規定により手術を行わないこととした場合及び前項の規定により耳先V字カットを行った場合に要する費用を負担しなければならない。

(実施報告等)

第9条 指定動物病院の代表者は、当該指定動物病院の獣医師が対象猫に手術及び耳先V字カットを行った場合（対象猫が手術済みであると認め耳先V字カットのみを行った場合を含む。）は、速やかに朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術実施報告書（様式第3号。以下「実施報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 指定動物病院の代表者は、当該指定動物病院の獣医師が、対象猫が手術済みであると認める場合以外の理由により手術を行わないこととした場合は、速やかに朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術中止報告書（様式第4号。以下「中止報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 第8条第4項の費用を負担した補助決定者は、補助金の交付の請求及び受領に関する権限を対象猫に係る実施報告書を市長に提出する指定動物病院の代表者に委任するものとする。ただし、市長が委任する必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による委任を行う補助決定者は、朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金請求・受領委任状（様式第5号。以下「委任状」という。）を対象猫に係る実施報告書を市長に提出する指定動物病院の代表者に提出するものとする。

3 前項の規定により委任状の提出を受けた指定動物病院の代表者は、朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金請求書（指定動物病院用）（様式第6号。以下「請求書」という。）に当該委任状を添付して、市長に提出するものとする。

(補助金の確定通知)

第11条 市長は、実施報告書の提出及び請求書の提出を受けた場合は、これを審査し、適当と認める場合は、朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助決定者の遵守事項)

第12条 補助決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 手術を受けさせた（手術済みであると確認され耳先V字カットのみを行っ

た場合を含む。)対象猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者に引き渡すよう努めること。

- (2) 手術を受けさせた(手術済みであると確認され耳先V字カットのみを行った場合を含む。)対象猫を元の生息場所に戻す場合は、近隣住民に迷惑が及ばないように終生にわたり餌、糞尿等の適正な管理に努めること。

(補助金交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条第2項の規定により指定動物病院の代表者から中止報告書が提出されたとき。
- (2) 対象猫に手術を受けさせなかったとき又は手術を受けさせることができなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 朝倉市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、朝倉市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(免責)

第15条 手術(第8条第2項の規定により手術を行わないこととした場合を含む。)及び耳先V字カットにより生じた問題及び手術を受けさせた猫に関して生じた問題については、補助決定者が誠意をもって問題解決に努めるものとし、市はその責めを負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。